

労働安全衛生ニュース No.2 (2019年3月22日号)

発行:フード連合(労働局)

平成31年4月1日施行・改正労働安全衛生法のチェックポイント
Check①「**労働時間の客観的な把握**」は出来ていますか？

I 労働時間の状況の把握

Check
Point

- すべての労働者を対象に適正な労働時間管理が行われていますか？

労働基準法の労働時間に関する規定の適用を受けない労働者であっても、労働安全衛生法により健康確保の面から労働時間管理を行うことが義務化されます。

労働時間管理の対象となる労働者	根拠法	目的・内容
管理監督者	労働安全衛生法	面接指導の適正な実施等、健康確保のための労働時間管理
みなし労働時間制度適用者		
新技術・新商品等の研究開発業務従事者		
高度プロフェSSIONAL制度適用者		
上記以外の労働者	労働基準法	割増賃金等、適正な賃金の支払い
	労働安全衛生法	面接指導の適正な実施等、健康確保のための労働時間管理

I 労働時間の考え方

Check
Point

- 以下の時間は労働時間として扱われていますか？

- ① 着用を義務付けられた所定の服装への着替え
- ② 業務終了後の後始末（清掃等）
- ③ 労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（手待時間）
- ④ 業務上義務づけられている研修・教育訓練

労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間」のことをいい、客観的に見て労働者の行為が使用者から義務づけられたものは労働時間と判断されます。

I 労働時間の適正な把握の方法

Check
Point

- 労働時間は以下のいずれかの方法で確認・記録されていますか？

- ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録する
- ② タイムカード、PC使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録する

労働時間の確認・記録は、上記①、②のいずれかの方法が原則とされ、自己申告制にせざるをえない場合には、「労働者や管理者に運用について十分に説明すること」「申告と実際の労働時間が合致しているか実態調査を行う」などの措置を講ずることが求められます。